

告 示

埼玉県教委告示第三十六号

埼玉県教育委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年埼玉県教育委員会規則第二十三号）第三条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、次のとおり当該手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を告示する。

平成二十八年十二月二十六日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

名 称	条 項
教育職員の免許状に関する規則（昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第二十八号）	第三条の二